（広域情報管理課の所掌事務）

第五百条の二　広域情報管理課は、次に掲げる事務（第四号及び第五号に掲げる事務のうち東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　略］

（事前確認審査課の所掌事務）

第五百四条の二　事前確認審査課は、租税特別措置法第六十六条の四（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける取引及びこれに準ずるものとして国税局長が認めたものに係る独立企業間価格の算定方法、恒久的施設帰属資本相当額の計算方法及び国外事業所等に帰せられるべき資本の額の計算方法の確認並びにこれに必要な調査又は検査に関する事務をつかさどる。

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百六十六人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百七十人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官七十五人以内を、徴収課に、国税実査官十六人以内を置く。

［２・３　略］

（国税調査官）

第五百四十一条　間税課に、国税調査官十六人以内を、調査課に、国税調査官三十三人以内を置く。

［２・３　略］

（国税徴収官）

第五百四十二条　徴収課に、国税徴収官二十九人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百三十九人以内を置く。

２　［略］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

［２～４　略］

（広域情報管理課の所掌事務）

第五百条の二　広域情報管理課は、次に掲げる事務（第三号及び第四号に掲げる事務のうち東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあっては、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　同上］

（事前確認審査課の所掌事務）

第五百四条の二　事前確認審査課は、移転価格取引等に係る独立企業間価格の算定方法、恒久的施設帰属資本相当額の計算方法及び国外事業所等に帰せられるべき資本の額の計算方法の確認並びにこれに必要な調査又は検査に関する事務をつかさどる。

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百六十一人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百六十五人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第五百四十条　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官七十四人以内を、徴収課に、国税実査官十五人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税調査官）

第五百四十一条　間税課に、国税調査官十五人以内を、調査課に、国税調査官三十二人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税徴収官）

第五百四十二条　徴収課に、国税徴収官二十八人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百三十八人以内を置く。

２　［同上］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　税務署に、総務課並びに国税庁長官の定めるところにより、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官を置く。

［２～４　同上］